

## 戸籍上生存している高齢者への対応について

### 1. 戸籍上生存している高齢者について

戸籍からの死亡による消除は、届出を原則としているが、明治以来の戸籍の変遷や戦争による混乱などにより、消除されずに現存している戸籍がある。

そのほとんどが、死亡の蓋然性が高い高齢者の戸籍となっている。

届出に代わる戸籍簿の整除の方法として、高齢者消除の方法が認められている。

### 2. 高齢者消除と中野区における取組み

#### (1) 従来 방식 (昭和32年の行政実例に基づく)

年齢100歳以上の高齢者について、調査の結果、生死及び所在について資料を得ることができない場合に、法務局長の許可を得て消除の記載を職権で行ってきた。

平成7年度、戸籍電算化の際にはこの方式により、三親等までの親族に調査を行い高齢者消除を行った。その後は、家族の申出により許可を受け消除を行った事例が数件ある。

#### (2) 新たな方式 (平成22年9月6日付 法務省通知)

年齢120歳以上の高齢者で、戸籍の附票に住所の記載がない者は、死亡の蓋然性が高いため、高齢者消除を進めることができることとなった。

ただし、100歳以上120歳未満の高齢者消除は、従来の方法により行う。

### 3. 中野区の現状

戸籍人口数 335,773人

戸籍数 142,618戸籍 (平成22年3月31日現在)

100歳以上の高齢者数		内訳	
		住所判明者数	住所不判明者数
100歳～119歳	516人	158人	358人
120歳～141歳	98人	0人	98人
計	614人	158人	456人

(平成22年9月1日現在)

### 4. 今後の取組み

(1) 区は、年齢120歳以上の対象者98人について、高齢者消除の許可申請を行う。

(2) 100歳～119歳に該当する対象者についても、調査を行い高齢者消除の要件を満たした者について許可申請手続きを行う。

(3) 平成23年度以降、高齢者消除の事務を年間計画化し、精度の高い戸籍簿を維持していく。